

## 納税義務者が亡くなられたときの市民税・都民税・森林環境税の手続きについて

### <納税義務の承継>

納税義務者が亡くなられて相続が生じた場合、市民税・都民税・森林環境税（以下「市民税・都民税等」といいます）の納税義務は相続人に承継され、相続人に納めていただくことになります。

### <相続人代表者の届出> ※税金の種類（市民税・都民税等・固定資産税・軽自動車税等）ごとに届出が必要です

市民税・都民税等は1月1日（賦課期日）現在で武蔵野市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に武蔵野市が課税し、納税通知書を5～6月に送付しています。納税義務者が賦課期日の翌日から納税通知書送付までの間（1月2日以降）に亡くなられた場合には、納税通知書は相続人に送付することとなっています。

相続人のうちの一人を代表者として納税通知書等を送付するため、同封の相続人代表者届用紙に必要な事項を記入して、市民税課へ提出してください。

なお、以下に該当する場合は納税通知書送付後であっても提出が必要です。

#### ・亡くなられた後に税額が変更された場合

納税通知書が送付された後に納税義務者が亡くなられた場合でも、確定申告等により税額が変更となるときには、税額変更通知書等を受け取る相続人代表者の届出が必要です。

#### ・市民税・都民税等が給与・年金から差し引かれていた方が亡くなられた場合

市民税・都民税等が給与・年金から差し引かれていた（「特別徴収」といいます）方が亡くなられた場合、差し引きができなかった残りの金額については、給与・年金からの差し引きから、個人で納付する方法（「普通徴収」といいます）に切り替わり、相続人に納めていただくことになります。

### <相続放棄をされた場合>

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をされ、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。この場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しを市民税課に提出してください。

### [相続人代表者届の提出先及び問合せ先]

武蔵野市財務部市民税課 〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号  
電話 0422 (60) 1823